



2016年5月19日

各 位

会社名 セコム上信越株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹田 正弘
(コード番号 4342 東証第二部)
問合せ先 取締役総務人事部長 霜 鳥 浩 二
(TEL. 025-281-5000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、定款の一部変更について 2016年6月22日開催予定の第50期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員(取締役)の範囲が変更され、新たに社外取締役でない業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役および監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第23条(社外取締役との責任限定契約)および第29条(社外監査役との責任限定契約)の一部をそれぞれ変更するものです。

なお、本議案のうち当社現行定款第23条の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2016年6月22日(水) (予定)
定款変更の効力発生日	2016年6月22日(水) (予定)

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外</u>取締役との責任限定契約)</p> <p>第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く</u>)との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>(<u>社外</u>監査役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>